



2019 輪之内中学校コミュニティ・スクールプラン

《学校運営協議会》

★既存の組織を活用することで実効性を確保し、新たな負担を生み出さないコンパクトな運営

〔構成委員 8 人〕 地域住民代表（区長、関係団体）、保護者代表（PTA顧問）、学校代表（校長）、学識経験者（校医、教員OB）

〔学校職員 5 人〕 教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、事務主任、※必要に応じて担当教職員（各学年主任、生徒会担当者など）

| 地域活動推進部会（5名） （地域住民代表、主幹教諭、生徒指導主事） | 学校活動支援部会（4名） （地域住民代表、学識経験者、保護者代表、教頭） | 学校経営改善部会（4名） （学識経験者、校長、教務主任、事務主任） |
|--|--|---|
| ◎生徒の地域社会づくりへの参画意欲及び社会性の醸成を目指す。 ・地域の行事やボランティア活動等に係る企画・運営を支援し関係団体等との連絡・調整及び情報発信の活動を行うとともに、協議会に活動状況を報告する。 | ◎生徒一人一人の学力の向上と個性の伸長を目指す。 ・学校における学習活動や部活動に関する企画・運営を支援し情報発信の活動を行うとともに、協議会に活動状況を報告する。 | ◎学校の教育目標を具現する学校経営の改善・充実を目指す。 ・教育課程の編成・実施状況及び管理・指導の状況を評価し改善・充実を図り、情報発信の活動を行うとともに、協議会に活動状況を報告する。 |
| <p style="text-align: center;">★地域活動のコーディネート</p> ①「千本桜まつり」（町実行委員会） ②「小学校区ラジオ体操会」（青少年育成会議） ③「ふれあいフェスタ」（町産業課） ④「小学校区文化祭」（青少年育成会議） ⑤「グラウンドワーク」（グラウンドワークわのうち） | <p style="text-align: center;">★学習活動、部活動への支援</p> ①休日及び長期休業の学習相談会の実施 ・外部講師の招聘、学習相談会の運営 ②社会部活動の適切な運営 ・地域指導者の委嘱、社会部活動の規範づくり、PTA部活動育成会との連携 | <p style="text-align: center;">★学校関係者評価の実施</p> ①学校関係者評価の実施（年1回） ・学校が行う「自己評価」に対する評価（成果と課題、改善点） ②学校関係者評価報告書の作成（年度末） ・次年度の改善点をまとめ報告、HP公表 |

《地域活動ボランティア・スタッフ》

- 地域活動に参加する生徒の募集と活動の調整
- 地域活動を主催する団体と学校との連絡と調整
- 地域活動に参加する生徒への事前、当日、事後の指導

《学習支援ボランティア・スタッフ》

- 休日及び長期休業の学習相談会の計画
- 生徒募集と啓発
- 外部講師の募集、調整



輪之内町立輪之内中学校 コミュニティ・スクール ビジョンシート（案）

輪之内中学校運営協議会

目指す学校及び地域像

- ◎未来に夢と希望をもち、共生社会の実現に向けてたくましく生き抜く力を育成する。
- 一人一人が社会をよりよく生きる力を身に付け、だれもが安心感、充実感、達成感を実感できるさわやかさと活力に満ちた学校
- 学力向上やいじめ、不登校の未然防止などを自ら切実な問題として受け止め、生活習慣の改善や豊かな心の育成などに積極的に取り組む家庭
- 地域住民が当事者意識をもって生徒の将来を見据え健全育成に取り組む地域社会

学校運営協議会の取組（三部会制）

- ◀地域活動推進部会▶ ◎生徒の地域社会づくりへの参画意欲及び社会性の醸成を目指す。
 - ・地域の行事やボランティア活動等に係る企画・運営を支援し関係団体等との連絡・調整及び情報発信の活動を行うとともに、協議会に活動状況を報告する。
- ◀学校活動支援部会▶ ◎生徒一人一人の学力の向上と個性の伸長を目指す。
 - ・学校における学習活動や部活動に関する企画・運営を支援し情報発信の活動を行うとともに、協議会に活動状況を報告する。
- ◀学校経営改善部会▶ ◎学校の教育目標を具現する学校経営の改善・充実を目指す。
 - ・教育課程の編成・実施状況及び管理・指導の状況を評価し改善・充実を図り、情報発信の活動を行うとともに、協議会に活動状況を報告する。

克服したい課題・高めたいよさ

- ◀学校（生徒）▶
 - ①よりよい地域社会の実現を求め、貢献しようとする意欲や態度が育つ教育活動の充実
 - ②だれとでも認め合い、支え合って温かい人間関係をつくり出そうとする行動力の育成
- ◀家庭・地域▶
 - ③中学校における学力向上や豊かな心の育成に関わる教育活動への積極的な参画意欲の醸成
 - ④情報モラル意識の向上や交通ルールの徹底など、自他の命を尊重し守ることへの取組の協力

学校・地域・家庭の実態

- ICT活用による指導改善や小学校段階からの英語(外国語)教育、地域連携による防災教育の充実などに取り組んでいる。
- 生徒会を中心に温かい人間関係を基盤にした活力ある学校づくりに取り組んでいる。
- いじめや不登校等、人間関係づくりや集団生活への適応に不安を抱える実態があり、未然防止や早期発見・対応に努めている。
- 学習内容の確実な定着を図り、思考・判断・表現力の育成に力を入れる必要がある。

- 一町一中の設置により、地域住民の中学校への期待は大きい。
- 地域行事やボランティア活動など、中学生が地域社会の一員として活躍できる機会を積極的に設け、学校と連携した青少年の健全育成に取り組んでいる。

- 保護者も学校教育に協力的で、PTAによる学校の教育活動への活発な支援が継続されている。

(別紙)

学校運営協議会運営計画書

輪之内町立（輪之内中）学校

1 設置の趣旨・目的

未来に夢と希望をもち、共生社会の実現に向けてたくましく生き抜く力を育成することを目的し、一人一人が社会をよりよく生きる力を身に付け、だれもが安心感、充実感、達成感を実感できるさわやかさと活力に満ちた学校教育の充実を図るとともに、学力向上やいじめ、不登校の未然防止などを自ら切実な問題として受け止め、生活習慣の改善や社会性、思いやりの心といった豊かな心の育成に積極的に取り組む家庭教育及び地域教育を推進する。

2 活動計画の概要

| 年 | 月 | 主な協議内容・活動 |
|-----------|-----|--|
| 3 1 年度 | 4 | 第 1 回学校運営協議会 ・ 学校運営協議会委員の委嘱、学校の教育課程の説明と承認 |
| | 6 | 第 1 回三部会（地域活動推進部会、学校活動支援部会、学校経営改善部会） ・ 年間活動計画の確認、各部会委員の役割分担 |
| | 8 | 第 2 回三部会（地域活動推進部会、学校活動支援部会、学校経営改善部会） ・ 年間活動計画の進捗状況の確認と各活動の見直し |
| | 1 0 | 第 2 回学校運営協議会 ・ 学校の前期教育活動の報告、三部会の活動報告、改善への協議 |
| | 1 2 | 第 3 回三部会（地域活動推進部会、学校活動支援部会、学校経営改善部会） ・ 年間活動計画の進捗状況の確認と各活動の見直し |
| | 3 | 第 3 回学校運営協議会 ・ 学校の後期教育活動の報告、三部会の活動報告、次年度への協議 |
| 年度 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 年度 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

様式第3号（第5条関係）

学校運営協議会委員推薦書

平成31年3月1日

輪之内町教育委員会 様

輪之内町立輪之内中学校

校長 香田 静夫 

下記のとおり、本校の平成31年度の学校運営協議会委員を推薦します。

記

| 氏名 | 性別 | 年齢 | 所属・役職等 | 推薦理由 |
|-------|----|----|---------|--------------------|
| 浅尾 博 | 男 | | | 輪之内町区長会会長 |
| 高木 政幸 | 男 | | | 学校評議員として学校の教育指導に協力 |
| 蕪木 忠伸 | 男 | | | 学校評議員として学校の教育指導に協力 |
| 浅野 哲郎 | 男 | | | 学校評議員として学校の教育指導に協力 |
| 上野 賢二 | 男 | | | 学校評議員として学校の教育指導に協力 |
| 木野由紀子 | 女 | | | 学校評議員として学校の教育指導に協力 |
| 香田 静夫 | 男 | 55 | 輪之内中学校長 | 輪之内中学校長として学校経営を行う。 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

輪之内町立輪之内中学校運営協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 本会則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6及び輪之内町立学校における学校運営協議会設置等に関する規則（平成30年輪之内町教育委員会規則第1号）（以下「規則」という。）に基づき、輪之内町教育委員会が学校運営協議会を設置する学校として指定した輪之内町立輪之内中学校に設置される輪之内町立輪之内中学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（設置趣旨）

第2条 協議会は、保護者及び地域の住民等（以下「地域住民等」という。）が、輪之内町立輪之内中学校（以下「学校」という。）の運営に積極的に参画することにより、その意向を学校運営に反映し、生徒の健全育成と一層地域に開かれた信頼された学校づくりを目指すものとする。

（委員の構成等）

第3条 協議会は、規則に基づき、輪之内町教育委員会が任命した委員で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるものから構成する。

（1）地域住民代表

・ 輪之内町内の区長、民生委員児童委員、青少年育成推進員、スポーツ文化活動関係団体、その他児童生徒の健全育成に携わる地域住民

（2）保護者代表

・ P T A本部役員

（3）学校代表

・ 校長

（4）学識経験者

（5）その他若干名

・ 協議会が適当と認める者

3 協議会には、会長、副会長、事務局長、副事務局長、各1名を置く。

4 会長、副会長、事務局長は委員の互選により選出し、副事務局長は校長が務める。

5 会長は、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 事務局長は、協議会の運営に関わる庶務・経理事務を担当する。

8 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 委員の定数は10名以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員の欠員により新たに任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（守秘義務）

第5条 委員は、生徒等の個人情報の保護に努め、協議会の活動で知り得た個人情報を漏らしてはならない。退任した後も、同様とする。

2 前項に定めるものの他、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び設置校の運営に支障をきたす行動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動に不当に利用すること。
- (3) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(協議会の承認事項等)

第6条 協議会は、次に掲げる事項について、校長が作成した年度の方針等を協議する。

- (1) 学校の教育目標及び学校方針等に関すること。
- (2) 学校の教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校行事の計画に関すること。
- (4) 施設の管理及び設備等の整備に関すること。
- (5) その他、校長が第2条の趣旨の達成に必要と認める事項に関すること。

(運営等に関する意見の申し出)

第7条 協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べる
ことができる。

(協議会の活動)

第8条 協議会は、学校の運営に関する次に掲げる活動を行う。

- (1) 学校の運営についての地域住民等の理解、協力、参画等を促進する活動
- (2) 協議会の活動状況に関する情報の積極的な発信及び地域住民等の意見要望等の把握とその反映
- (3) 学校の運営に関する状況の点検と評価
- (4) 各項目の規定するものの他、第2条の目的を達成するために必要な活動

(組織、活動等の説明及び公表)

第9条 協議会は、その組織や活動について、地域住民等に対して説明及び公表に努めるものとする。

(会議)

第10条 会長は、校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事を主宰する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
- 4 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、学校職員その他の者に会議への出席を求め、報告、説明及び意見を求めることができる。
- 6 会長は、協議会の開催日時及び場所、出席者、審議事項及びその他の事項について会議録を作り、保管しなければならない。

(会議の公開)

第11条 協議会の会議は公表する。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- 4 傍聴人には、第5条第1項の規定を適用する。

(部会)

第12条 協議会に、地域活動推進部会、学校活動支援部会、学校経営改善部会を置く。

2 地域活動推進部会は、生徒の地域社会への参画意欲及び社会性の醸成を目指し、地域の行事や

ボランティア活動等に係る企画・運営を支援し関係団体等との連絡・調整及び情報発信の活動を行うとともに、協議会に活動状況を報告する。

3 学校活動支援部会は、生徒一人一人の学力の向上と個性の伸長を目指し、学校における学習活動や部活動に関する企画・運営を支援し情報発信の活動を行うとともに、協議会に活動状況を報告する。

4 学校経営改善部会は、学校の教育目標を具現するための教育課程の編成・実施状況及び管理・指導の状況を評価し改善・充実を図り、情報発信の活動を行うとともに、協議会に活動状況を報告する。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、学校内に置く。

(委任)

第14条 この会則に定めるものの他、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。